

平成 22 年 11 月 9 日

資料 2

個人所得課税（所得税）

【資 料】

1. 所得再分配機能について
2. 給与所得控除について
3. 成年扶養控除について
4. 配偶者控除について

【平成 22 年度税制改正大綱（抄）（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）】

第 3 章 各主要課題の改革の方向性

2. 個人所得課税

(1) 所得税

② 現状と課題

所得税については、累次の改正により、税率の引下げ・その適用範囲（ブラケット幅）の拡大が行われるとともに、各種控除の累次にわたる拡充によって課税最低限の引上げが行われてきており、所得再分配機能や財源調達機能が低下している状況にあります。

現在の所得税は累進構造をとっていますが、実効税率はなだらかに上昇し、一定所得以上は下降しており、累進性を喪失している状態と言えます。

その原因としては、第一に、所得控除が相対的に高所得者に有利なこと、第二に、分離課税している金融所得などに軽課していることなどが挙げられます。

格差が拡大する中、所得税には所得再分配機能の発揮が求められています。特に、中間層が低所得層へと落ちていく下への格差拡大を食い止めることは喫緊の課題です。

累進構造を回復させる改革を行って所得再分配機能を取り戻す必要があります。

③ 改革の方向性

所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革のほか、以下のような改革を推進します。

第一に、的確に所得捕捉できる体制を整え、課税の適正化を図るために、社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。ただし、一般の消費者を顧客としている小売業等に係る売上げ（事業所得）や、グローバル化が進展する中で海外資産や取引に関する情報の把握などには一定の限界があり、番号制度も万能薬ではないという認識も必要です。

第二に、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換を進めます。

第三に、本来、全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想ではありますが、金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます。

1. 所得再分配機能について

【平成 22 年度税制改正大綱（抄）（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）】

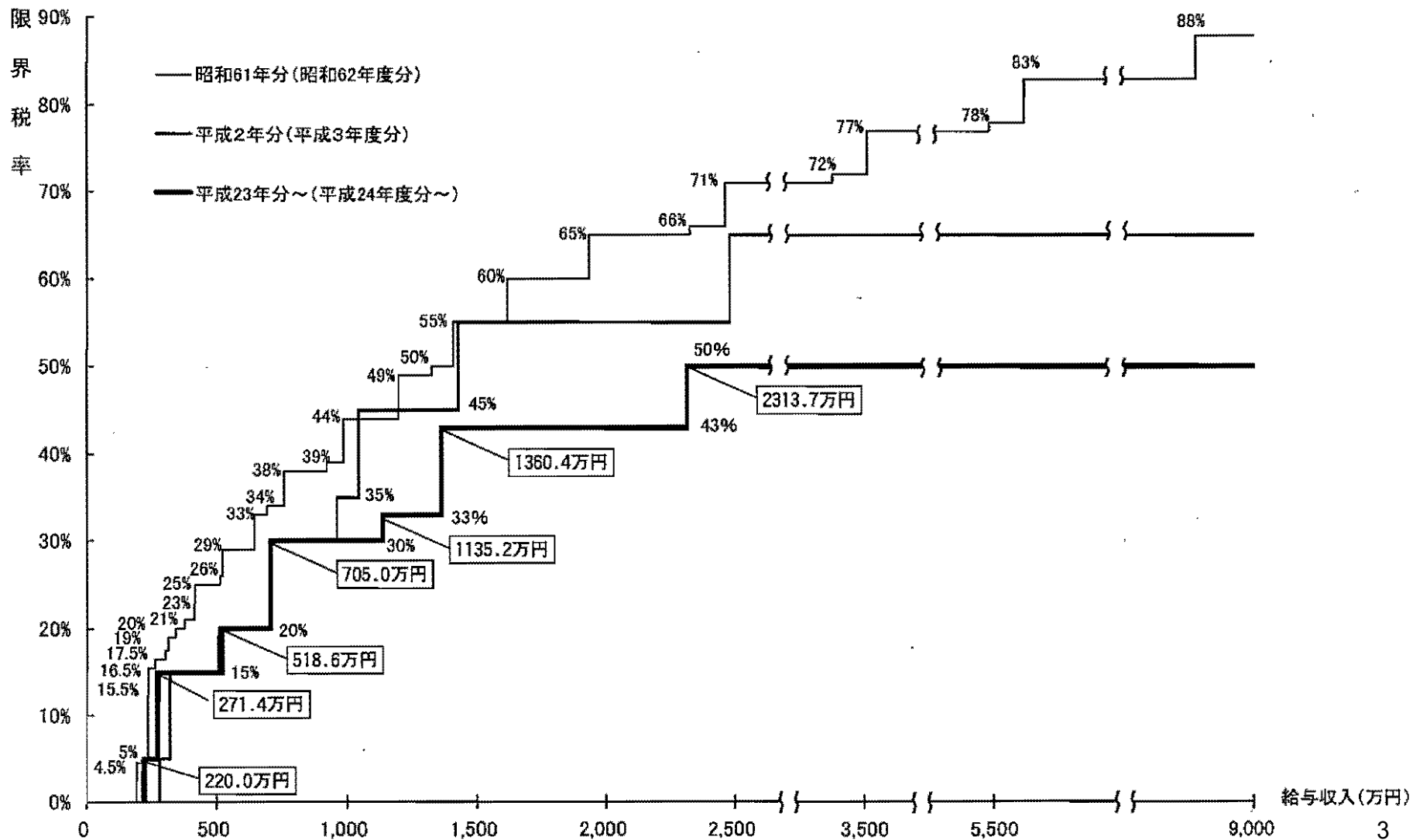
所得税については、累次の改正により、税率の引下げ・その適用範囲（ブラケット幅）の拡大が行われるとともに、各種控除の累次にわたる拡充によって課税最低限の引上げが行われてきており、所得再分配機能や財源調達機能が低下している状況にあります。（略）

累進構造を回復させる改革を行って所得再分配機能を取り戻す必要があります。

所得税・住民税の税率構造の平成23年、平成2年、昭和61年の比較

- 昭和61年から現在に至るまで、税率構造の累進緩和が行われてきている。
- 平成2年と現在の税率構造を比べると、給与収入1,000万円程度から税率構造のフラット化が顕著となっている。

○ 夫母子2人(専業主婦+高校生+中学生)



給与収入の分布（昭和61年～平成20年）

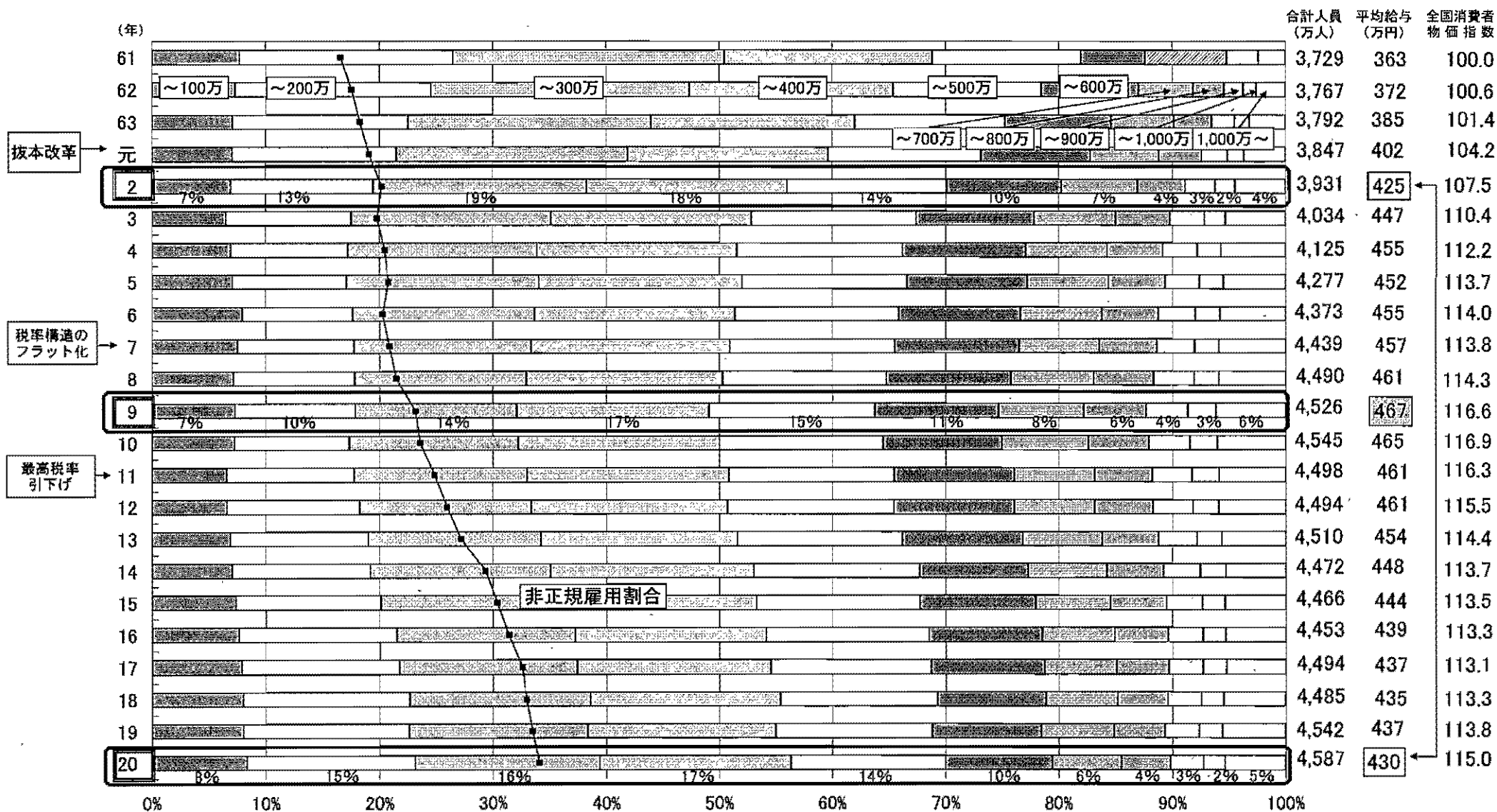
<給与分布の推移>

- ・平成9年までは、平均給与は上昇し、高所得者の割合が増加。平成9年以降は、平均給与は低下し、高所得者の割合が減少。
- ・平成20年では2年と同水準に戻っている。

<税率構造の改正>

この間、平成7年に税率構造の大幅なフラット化、平成11年に最高税率引下げという累進構造の緩和が進展。

⇒ 所得構造が平成2年当時に戻っているにもかかわらず、税率構造は大幅にフラット化したまま（所得の再分配の水準が低下）。



(注) 国税庁「民間給与実態統計調査」より作成。

主要国の所得税等の最高税率について

- 日本の個人所得課税の最高税率は概ね主要国並み。
- なお、所得税の最高税率について、ドイツは2007年、イギリスは2010年に引き上げており、アメリカ、フランスでも、現在引上げを検討中。

(2010年10月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
所得税	40%	35% (注1)	50% (注2)	45% (注3)	40% (注4)
住民税等	10%	12.6% (注1)	—	2.48% (注3)	8% (注4)
所得税＋住民税等	50%	47.6%	50%	47.48%	48%
所得税の最高税率が適用される給与収入	2380万円～	3534万円～	1995万円～	5774万円～	2760万円～
所得税の ブラケット数	6	6	3	— (注3)	4

(注1) アメリカでは、2010年2月に公表された大統領予算教書において、中低所得者向けの所得税率は据え置く一方、最高税率の引上げを含む高所得者向けの税率引上げ(33%、35%→36%、39.6%)が提案されている。また、アメリカの地方所得税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の所得税率の合計値である。

(注2) イギリスには地方所得税はない。

(注3) ドイツの所得税は共有税であり、連邦、州及び市町村にそれぞれ税収が分配される。また、所得税に加えて、連帯付加税(原則、所得税額の5.5%、最高税率2.48%)が課されている。ドイツには所得税率ブラケットは存在せず、税率表にしたがって税額が決定される。

(注4) フランスには地方所得税はないが、社会保障関連諸税(計8%)が給与収入に対して課されている。また、2010年9月に閣議決定された予算案において、所得税の最高税率の引上げ(40%→41%)が提案されている。

(注5) 所得税の最高税率が適用される給与収入の計算においては、夫婦2人の世帯を仮定している。なお、日本は子が控除対象扶養親族(子のうち1人が特定扶養親族)に該当するものとし、アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=85円、1ポンド=133円、1ユーロ=110円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成22年8月中における実勢相場の平均値)

2. 給与所得控除について

【平成 22 年度税制改正大綱（抄）（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）】

- 給与所得控除には上限がありませんが、給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えにくく、高所得者により有利な制度となっています。このため、給与所得控除に関しては、上限を設けるなどの見直しが必要です。
- 給与所得控除の見直しと併せ、特定支出控除の対象範囲を拡大することにより、給与所得者にとって使いやすい制度にすることを検討します。
- 給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成 23 年度税制改正で講じることとします。

(1) 給与所得控除の上限設定について

(2) 特定支出控除の対象範囲の拡大について

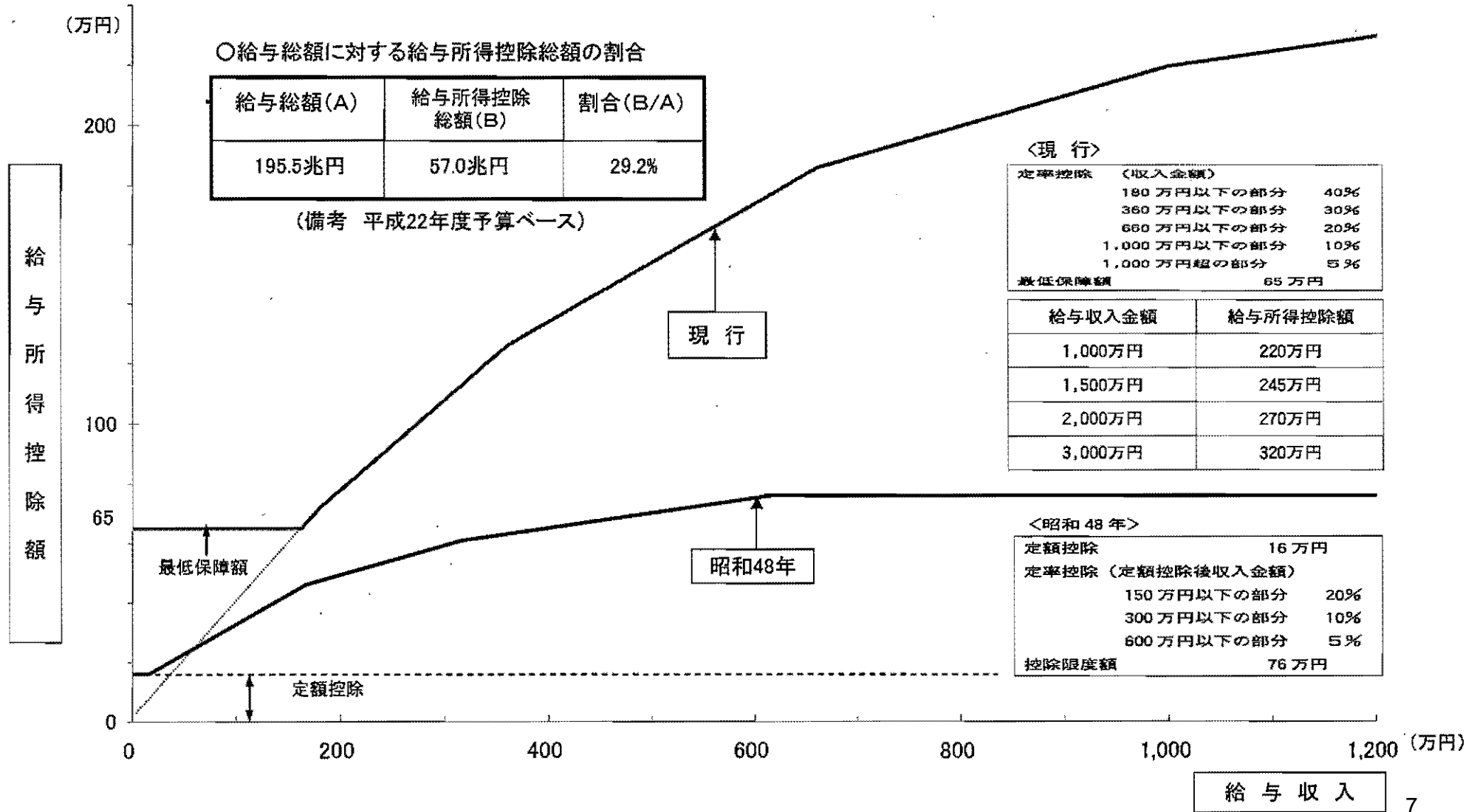
(3) 役員給与に係る給与所得控除のあり方について

- ① 一般の役員給与
- ② 一人オーナー給与

(4) 退職所得課税について

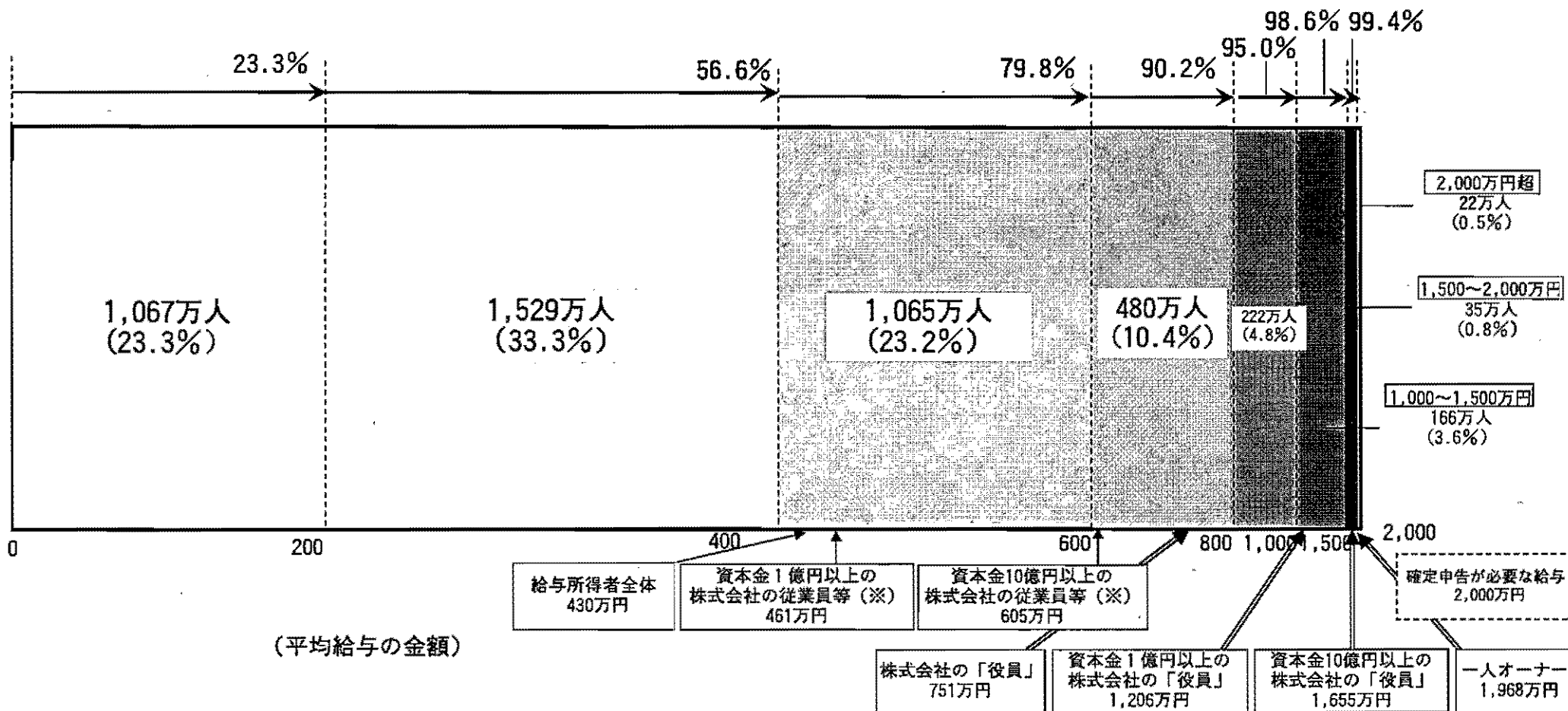
給与所得控除制度の概要

- 給与所得については、概算控除として給与所得控除の適用がある。
 - 控除額は給与収入に応じて逡増(上限なし(昭和48年分以前は上限あり))。
 - 給与総額の約3割・57兆円が控除されている。
- ※ 通勤費などの特定支出の額が給与所得控除額を超えるときは、その超える部分を控除することができる(特定支出控除)。



給与所得者（4,587万人）の状況

- 給与所得者の分布は、200万円～400万円が最も多く33.3%、1,000万円超は4.9%、1,500万円超は1.3%。
- 給与所得者全体の平均給与は、430万円。



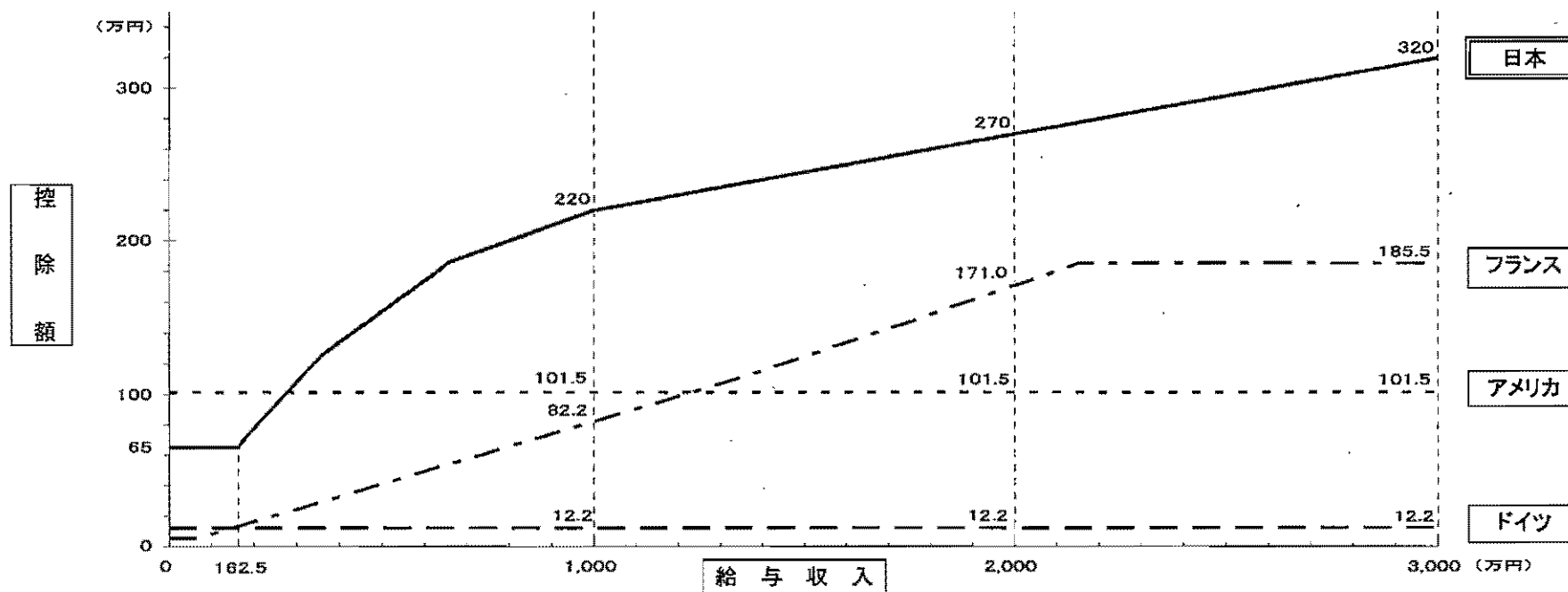
(注1) 国税庁「民間給与実態調査（平成20年分）」、「会社標本調査（平成20年分）」による。
 (注2) 1年を通じて勤務した給与所得者についてのデータである。
 (注3) 「従業員等」には、役員についてのデータも含まれている。

給与所得者を対象とした概算控除の国際比較

(2010年1月現在)

○ 主要国の給与所得者を対象とした概算控除の水準は、わが国に比較して低く、また、定額制又は上限が設定されている。

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
概 算 控 除	給与所得控除(定率) 給与収入に応じ、5段階の控除率(40%~5%)を適用 最低保障額 65万円	概算控除(定額)(注1) 11,400ドル(101.5万円) (夫婦共同申告の場合) ※給与所得者に限らない。	なし(注2)	被用者概算控除(定額)(注1) 920ユーロ(12.2万円) ※給与所得者に限る。	必要経費概算控除(定率・上限あり)(注1) 給与収入(社会保険料控除後)の10% 最低 415ユーロ(5.5万円) 上限 13,948ユーロ(185.5万円) ※給与所得者に限る。



(注1) アメリカ・ドイツ・フランスでは、概算控除制度と実額控除制度との選択制とされている(上記の概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない)。

(注2) イギリスでは、給与所得者を対象とした概算控除制度は設けられていない。一方で、職務上の旅費等について、実額控除が認められている。

(注3) 上記のグラフは、日本は給与所得控除、アメリカは概算控除、ドイツは被用者概算控除、フランスは必要経費概算控除について、夫婦2人の場合の控除額を記載している。

(注4) グラフ中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の控除額である。

(注5) 邦貨換算レートは、1ドル=89円、1ユーロ133円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成21年(2009年)11月中における実勢相場の平均値)。

勤労者世帯の年間収入5分位階級別1世帯当たり品目別年間支出金額調

- ① 給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される平均支出は全体で36.3万円。年間収入最上位階級の平均支出は60.6万円。
- ② 収入に占める支出の割合は、過去、6～10%程度。

この表は、従来から、給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される支出品目を幅広く抜き出し、その年間支出額を調べたものである（支出品目は従来から同一のものを使用している。）。
したがって、実際には、給与所得者の勤務とは関係がない支出も含まれていることがあるうし、また、むしろ家事上の支出とみるべきものもあることに留意する必要がある。

平成20年

年間収入5分位階級	年間収入額 (A)	年 間 支 出 額								(B)	
		衣料品	身の回り品	理容・洗濯	文具	新聞・書籍	こづかい	つきあい費	計(B)	(A)	
万円	千円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	%
I (~ 351)	3,532	9,517	6,595	7,473	909	33,780	130,082	4,294	192,650	5.5	
II (~ 479)	4,893	16,516	9,143	9,962	1,081	41,767	180,347	9,042	267,257	5.5	
III (~ 827)	5,898	20,590	11,172	13,169	1,464	48,898	219,402	11,468	328,163	5.5	
IV (~ 862)	7,322	30,383	15,290	17,337	1,653	57,375	285,489	17,103	424,630	5.8	
V (862 ~)	10,409	44,213	19,596	26,098	1,822	70,957	414,811	28,540	605,837	5.8	
平 均	6,411	24,243	12,380	14,688	1,988	50,555	245,986	14,089	363,307	5.7	
支出科目別内訳		背広服、男子用コート、男子用ズボン、ワイシャツ、他の男子用シャツ	男子用靴下、男子靴、傘、ネクタイ、他のバック	理髪料、洗濯代	筆記・絵画用具	新聞、教科書・学習参考教材、書籍	こづかいの内訳は不明 他の項目に入るべき支出も含まれている可能性がある。				

(備考) 1 この表は「家計調査(二人以上の世帯)」（総務省統計局）の「年間収入五分位階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格」により作成した。
2 支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。
3 年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

	昭和48年	60年	平成16年	17年	18年	19年	20年
収入に占める勤務関連経費の割合(平均)	11.3%	9.2%	6.6%	6.6%	6.2%	5.9%	5.7%
平均年間支出額	22.5万円	46.8万円	42.1万円	41.8万円	39.0万円	37.6万円	36.3万円
年間収入最上位の平均年間支出額	37.2万円	68.3万円	69.5万円	69.8万円	67.8万円	62.5万円	60.6万円

(備考) 1 この表は「家計調査(二人以上の世帯)」（総務省統計局）の「年間収入五分位階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格」により作成した。
2 支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。
3 年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

特定支出控除の概要

- 特定支出控除は、特定支出の額が給与所得控除額を超える場合、その超える部分について、確定申告を通じて給与所得の金額の計算上控除することができる制度（昭和 62 年度改正で創設）。

対象となる特定支出の範囲は、以下のとおり。

項 目	内 容
通勤費	・通勤のために通常必要な運賃等の額
転居費	・転任に伴う転居のために通常必要な運賃、宿泊費及び家財の運送費等の額
研修費	・職務に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修費
資格取得費	・職務に直接必要な資格を取得するための費用（弁護士、税理士等の資格取得費を除く。）
帰宅旅費	・転任に伴い単身赴任をしている者の帰宅のための往復旅費（月 4 回を限度）。

- 特定支出控除を適用した確定申告書の提出状況（翌年 3 月末現在）

年分	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
申告者数	16	5	9	8	7	4	7	1	3	1	3	3	7	4	5	10	9	13	9	7	6	9

給与所得者を対象とした実額控除の国際比較

(2010年7月現在)

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
給与所得者の必要経費の実額控除	※ 特定支出控除 (下記の特定支出額が給与所得控除を超える部分)	下記の費用について実額控除可(注1)(注2)	旅費以外の費用のうち、全体として専ら職務の遂行を目的として支出され、職務の遂行に必要不可欠のもの、及び、一定の旅費等について、実額控除可	収入の取得、確保及び維持のための支出について、実額控除可(注2)	職務遂行を目的とした支出で、それを正当化できるものについて、実額控除可(注2)
通勤費	・通勤に通常必要な運賃	控除は認められない	控除は認められない	・通勤に通常必要な運賃	・通勤に通常必要な運賃
転勤費	・転勤に伴う転居のために通常必要な運賃 ・宿泊費等	・転勤費用	原則として控除は認められない	・転勤費用	・転勤費用
旅費等	・単身赴任者の帰宅旅費(月4回を限度とする)	・職務上の旅費	・職務上の旅費	・職務上の旅費 ・単身赴任者の帰宅旅費及び住居費等	・職務上の旅費 ・単身赴任者の帰宅旅費及び住居費等
資格取得費、研修費、図書費	・研修費(職務の遂行に直接必要な技術又は知識習得のためのものに限り) ・資格取得費(職務に直接必要な資格取得の費用に限り)	・研修費(職務上必要(雇用主の要求若しくは法令の要件を満たすため等)な技能の維持向上を目的とするものに限り) ・図書費(職務上必要な定期刊行物の購読費に限り)	原則として控除は認められない	・研修費(職業上の要請に応じるために必要な知識を習得するためのものに限り) ・図書費(専ら職務遂行上必要な専門書等の購入費に限り)	・資格取得費(職業上の資格取得、学位論文の準備、印刷に関する費用に限り) ・研修費(職業上の地位向上又は職業を得るためのものに限り) ・図書費(職業上必要な書籍等の購入費に限り)
衣服費	控除は認められない	特殊な衣服を必要とされる特殊な職業の場合に限り	職業上必要とされる特殊な衣服の費用に限り	職場のみで着用される職業用の衣服の費用に限り	特殊な衣服を必要とされる特殊な職業の場合に限り
その他	控除は認められない	・交際費(事業活動に直接関係する等の要件を満たす場合(原則、支出額の50%を限度)に限る) ・一定の条件の下で、職務に関連する団体等に対して支払った会費等	・一定の条件の下で、職務に関連する団体等に対して支払った会費(労働組合費は除く)等	・交際費(業務上の目的であるもの(原則、支出額の70%を限度)に限る。理由や額等の証明が必要。) ・一定の条件の下で、職務に関連する団体等に対して支払った会費等	・交際費(職業遂行上必要なものに限る) ・労働組合費等

(注1) アメリカでは、必要経費は項目別控除として、高額所得者には控除額の減額措置が存在していた(2010年廃止)。ただし、2010年2月に公表された大統領予算教書において、高額所得者に係る項目別控除につき、別途の制限措置を設けることが提案されている。

(注2) アメリカ・ドイツ・フランスでは、概算控除制度と実額控除制度との選択制とされている。